

平成13年5月2日  
監査事務局

問い合わせ先  
監査事務局総務課  
電話 03-5320-7011

会議等への応招に公用車を使用した都議会議員  
に対する費用弁償の支出を違法・不当として  
必要な措置を求める住民監査請求監査結果

## 第1 請求の受付

### 1 請求人

文京区 若林ひとみ  
文京区 高橋礼子

### 2 請求書の提出

平成13年2月15日

### 3 請求の内容

#### (1) 請求書による主張事実

##### ア 請求の趣旨

都議会議員41名は、2000年1月から3月までの156日分において、公用車を使用したにもかかわらず、応招旅費総額163万円を受け取っていた。これは交通費の二重取り、すなわち公金の不正受給である。

##### イ 請求の理由

- (ア) 都議会は1999年3月に、応招のために公用車を都議会等との往復に使用した際には、当該議員に費用弁償を支給しないこととした。また、その後、“費用弁償”を“応招旅費”に改め、応招のたび議員に支払われている1万円、もしくは1万2千円が交通費であることを明確にした（事実証明書1～3参照）。
- (イ) これにより、応招旅費支給対象となる日の往復に公用車を使用したため、応招旅費を受け取っていない議員もいるが（事実証明書2参照）、公用車を使用しながら応招旅費を受け取っている議員もいる（事実証明書3～5参照）。
- (ウ) 公用車を往復ではなく片道に使用した場合は応招旅費が支給される、という

のは、世間の常識から大きく乖離した、都議会内でのみ通用する奇弁であり、減額規定がない以上はたとえ片道であっても、公用車を使用した際には応招旅費が支給されてはならない。

- (I) 管内の移動に公用車を使用した場合も、「応招に係る公用車等使用通知」に「都議会等との往復」とあるので、応招旅費は支給されるべきではない。
- (オ) 納税者代表として都の財政状況を厳しくチェックする責務を負っている都議会議員は、まず自ら厳しく身を律すべきである。

## (2) 意見補充書による主張事実

昭和45年7月10日付け東京都議会財務主税委員会速記録によれば、当時4,000円の費用弁償中、都内23区と都庁との往復旅費分は1,850円である(事実証明書6参照)。

この割合を、現在の1万円、1万2千円に当てはめてみれば、それぞれ4,625円、5,550円となる。単に自宅と都庁との往復のための旅費としては、1万円、1万2千円は高額すぎる。よって、現在、応招旅費として支給されている金額の中には、応招日に他所を訪問する等の移動に要した旅費も含まれると解すべきである。

また、都議会議員には、一人当たり月額60万円の政務調査研究費が支給されており、その中には、日常的な調査活動等に要する経費としての行動費も含まれている。よって、調査のための移動に車両が必要な場合は、政務調査研究費の中からタクシー代等を支出すべきであって、政務調査研究費を受け取りながら公用車を利用することは、交通費の二重取りとなる。

## (3) 措置要求

各議員はそれぞれが受領した応招旅費に法定利子を付けた金額を都に返還すべきであるので、必要な措置を請求する。

## 4 請求の要件審査

本件請求は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条所定の要件を備えているものと認めた。

# 第2 監査の実施

## 1 監査対象事項

都議会議員（以下「議員」という。）が、招集に応じて会議等に出席したとき、公用車を使用した場合における費用弁償の支出を監査対象とした。

## 2 監査対象局

議会局を監査対象とした。

## 3 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第5項の規定に基づく陳述については、請求人から陳述を行わない旨の意思表示があったため、実施しなかった。

なお、平成13年2月26日付けで、新たな証拠として「住民監査請求（2001・2・15）の意見補充書」が提出された。

## 4 監査執行上の除斥

森田安孝監査委員は、本件請求と直接の利害関係を有しているため、法第199条の2の規定により、本件請求の監査執行上は除斥となる。

# 第3 監査の結果

本件請求については、合議により次のように決定した。

本件請求には、理由がないものと認める。

なお、議員が招集に応じて会議等に出席した際の費用弁償の支出手続について、適切を欠く点が見受けられたので、議会局長に対し、別項のとおり意見を付す。

以下、事実関係の確認、監査対象局の説明及び判断理由について述べる。

## 1 事実関係の確認

### (1) 議員の応招に対する費用弁償（以下「応招旅費」という。）について

応招旅費は、東京都議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和22年東京都条例第43号。以下「費用弁償条例」という。）第9条に基づき支給されている。その内容は、以下のとおりである。

#### ア 応招旅費を支給する場合

議員が、招集に応じて次の会議等に出席したとき（以下「応招」という。）に、応招旅費を支給する。ただし、応招以外の公務出張により費用弁償を受ける場合

は、この限りでない。

(ア) 会議

(イ) 委員会（理事会を含む。）

(ウ) 東京都議会情報公開推進委員会

イ 応招旅費の額

(ア) 特別区又は島部に住所を有する議員 一日につき 1 万円

(イ) (ア)以外の議員 一日につき 1 万 2 千円

(2) 都議会との往復に公用車を使用した場合の応招旅費の取扱いについて

議会局では、「費用弁償について」(平成 11 年 3 月 26 日付 10 議総第 804 号 議会局管理部長決定)に基づき、「応招に係る公用車等使用通知」(以下「公用車等使用通知」という。)により都議会との往復に公用車を使用した旨の通知を受けた場合には、当該議員については、応招旅費を支給しないこととしている。

(3) 請求人が特定した応招旅費の支出について

請求人は、応招に際し公用車を使用した議員に対する応招旅費の支出を違法・不当と主張し、次の支出を監査対象として特定している。

ア 支出時期

平成 12 年 1 月分から同年 3 月分までの応招旅費の支出

(支出日は、各月分とも翌月の 25 日)

イ 支出総額

163 万円

ウ 関係する議員数

41 名

(4) 請求人が意見補充書で述べている政務調査研究費について

上記(3)アの時期における政務調査研究費は、東京都議会における各会派に対する政務調査研究費の交付に関する規則(昭和 49 年東京都規則第 42 号)により定められており、同規則第 2 条において、政務調査研究費は各会派に対して交付し、議員に対しては交付しないものとされている。

## 2 監査対象局の説明

(1) 応招に際し自宅と都議会との移動に公用車を使用した場合の応招旅費について

#### ア 費用弁償条例に基づく応招旅費の支出について

費用弁償条例第9条は、議員が招集に応じて会議等に出席したときに、費用弁償として定額を支給するものであり、公用車使用の場合の減額規定はない。

したがって、公用車を使用した場合に、応招旅費を支給しても、その支出が条例違反となることはない。

また、判例においても、「公用車の使用があったとしても、費用弁償の支給が許されないものとはいえない。」(平成元年3月28日東京高裁判決)と判示しており、自宅と都議会との移動に公用車を使用する場合でも、応招旅費の支出は許されるものとする。

#### イ 「公用車等使用通知」を受けた場合の応招旅費の取扱いについて

平成11年3月の都議会各会派の申し合わせ(以下「本件申し合わせ」という。)により、応招に際し自宅と都議会との移動のため公用車を往復使用した場合には、応招旅費の請求を控えることとされた。

これを受け、議会局においては、議員が応招旅費の請求を行わない場合の通知様式として「公用車等使用通知」を定め、都議会との往復に公用車を使用した旨の通知を受けた場合には、当該議員について、応招旅費の支出手続を行わないこととした。

#### (2) 応招した日に都議会と他所との往復に公用車を使用した場合の取扱いについて

請求人は、応招した日に都議会と他所との往復に公用車を使用した場合も、応招旅費を支給すべきではないと主張するが、都議会と他所との往復は、応招のための移動とはいえず、応招旅費の支出とは関係がないものである。

#### (3) 政務調査研究費について

請求人は、意見補充書において、「議員が政務調査研究費を受け取りながら公用車を利用することが、交通費の二重支給に当たる。」と主張するが、政務調査研究費は応招旅費とは関係がない。

### 3 判断

以上のような事実関係の確認及び監査対象局の説明に基づき、本件請求について次のように判断する。

請求人は、応招に際し公用車を使用した議員に対し、応招旅費を支出することを違法・不当と主張し、当該議員に応招旅費を返還させることを求めているものと認めら

れるので、以下このことについて判断する。

(1) 請求人が特定した応招旅費支出の内容について

請求人は、応招に際し公用車を使用した議員に対する応招旅費の支出を、違法・不当な支出として示しており、その内容は、応招に際し、自宅と都議会との往復に公用車を使用した場合（往復の途中で、他所に立ち寄った場合も含む。以下「公用車の往復使用」という。）の応招旅費の支出、自宅と都議会との往復の全行程ではなく、片道などその一部に公用車を使用した場合（以下「公用車の片道等使用」という。）の応招旅費の支出、都議会と他所との往復に公用車を使用した場合（以下「他所往復使用」という。）の応招旅費の支出、の3つに分類できる。その内訳を分析すると、次の表のとおりとなる。

(表) 請求人が示した応招旅費の内訳

| 公用車の使用区分   |       | 議員数 | 件数   | 金額         |
|------------|-------|-----|------|------------|
| 自宅と都議会との移動 | 往復使用  | 7名  | 35件  | 372,000円   |
|            | 片道等使用 | 37名 | 120件 | 1,248,000円 |
| 他所往復使用     |       | 1名  | 1件   | 10,000円    |
| 計          |       | 45名 | 156件 | 1,630,000円 |

\* 往復使用と片道等使用に重複する議員が4名いるため、議員数の合計は、請求人が特定した議員数41名とは一致しない。

ただし、他所往復使用については、応招のための移動ということとはできず、それ自体は応招旅費の支出とは関係がないものと考えられるので、以下、応招に際し自宅と都議会との移動に公用車を使用した場合の応招旅費の支出（155件162万円）に限定して、その適否を検証することとする。

(2) 自宅と都議会との移動に公用車を使用した場合の応招旅費の支出について

ア 費用弁償条例における応招旅費の減額について

議員の応招旅費は、費用弁償条例において、議員が招集に応じて同条例で規定する会議等に出席したとき、一日につき定額を支給することとされており、同条例には、その額を減額することができるとする規定はないことが確認できる。

イ 公用車を使用して応招した場合の費用弁償について

費用弁償条例が応招旅費を定額で支給することとし、その額を減額する規定が

ない以上、応招の際に公用車を使用した議員に対する応招旅費の支出は、費用弁償条例に基づいた定額が支出されることとなる。

しかし、費用弁償条例で定額支給すること及び公用車使用の場合に減額の規定がないことが法の趣旨に反する場合には、当該応招旅費の支出も違法と判断されることになる。

そこで、以下、応招旅費を定額支給すること及び応招の際に公用車を使用した場合に、応招旅費の額を減額することなく費用弁償条例に定める定額を支給することの妥当性について検証する。

費用弁償を定額支給すること及び公用車を使用した場合の費用弁償については、判決において次のような見解が示されている。

- (ア) 費用の弁償は本来的には実額によるべきだが、費用の中には実費算定が困難なものがあり、個々の支出に証拠書類を提出させることの煩雑さ等を考え合わせると、あらかじめ定めた一定の事由等に該当する場合に一定額を費用として弁償する方式（定額方式）も、費用弁償の方法として採用することが許され、その採用は条例制定者の裁量の範囲内である。
- (イ) 公用車を使用した場合に応招旅費を定額で支出したとしても、応招旅費が交通費だけでなく、少なくとも日当も含まれると解されることから、社会通念上、費用弁償の本来の建前を損なうとはいえない。

上記判例（平成元年3月28日東京高裁判決）に照らせば、費用弁償条例において、応招旅費の額を定額とし、応招の際に公用車を使用した場合に、その定額についての減額規定を設けずに応招旅費を支給しても、費用弁償本来の趣旨を損なうものとはいえず、違法・不当とはいえないと考えられる。

よって、自宅から都議会までの往復のために、公用車の往復使用又は片道等使用した議員に対する応招旅費の支出を違法・不当とする請求人の主張は認められない。

#### ウ 「公用車等使用通知」に基づく応招旅費の減額について

監査対象局は、議員が公用車を使用して応招した際に、条例に定める定額を減額して支給する理由を、「平成11年3月の本件申し合わせにより、応招に際し、自宅と都議会との移動のため公用車を往復使用した場合には、応招旅費の請求を控えることとされた。これを受け、議会局においては、議員が応招旅費の請求を行わない場合の通知様式として『公用車等使用通知』を定め、都議会との往復に

公用車を使用した旨の通知を受けた場合には、当該議員については、応招旅費の支出手続を行わないこととした。」と説明している。

議会活動の中で、議員が応招に際して公用車を往復使用した場合に、応招旅費の請求を控えることを申し合わせたことは、議会自らの判断といえるが、その申し合わせは、応招旅費を減額する根拠とはなりえない。

しかしながら、監査対象局において、議員が応招に際して公用車を往復使用した場合、「公用車等使用通知」の提出の有無のみをもって、応招旅費の支出を決定するという取扱いをしていることは、適切を欠いているといわざるをえない。

よって、法第199条第10項の規定に基づき、議会局長に対して別項のとおり意見を付す。

(議会局長に対する意見)

今後、応招旅費を支出する場合、適切な取扱いとなるよう必要な見直しを行われたい。



## 資料（東京都職員措置請求書等）

### 住民監査請求書

#### 1) 請求の趣旨

別紙記載の都議会議員41名は、2000年1～3月の156日分において、公用車を使用したにもかかわらず、応召旅費総額163万円を受け取っていた。これは交通費の二重取り、すなわち公金の不正受給であるので、各議員はそれぞれが受領した応召旅費に法定利子を付けた金額を都に返還すべきである。

#### 2) 請求の理由

都議会は1999年3月に、応召のために公用車を都議会等との往復に使用した際には当該議員に費用弁償を支給しないこととした。また、その後“費用弁償”を“応召旅費”に改め、応召のたび議員に支払われている1万円、もしくは1万2千円が交通費であることを明確にした。（事実証明書1～3参照）

これにより、応召旅費支給対象となる日の往復に公用車を使用したため、応召旅費を受け取っていない議員もいるが（事実証明書2参照）、公用車を使用しながら応召旅費を受け取っている議員もいる（事実証明書3～5参照）。

公用車を往復ではなく片道に使用した場合は応召旅費が支給される、というのは、世間の常識から大きく乖離した、都議会内でのみ通用する奇弁であり、減額規定がない以上はたとえ片道であっても、公用車を使用した際には応召旅費が支給されてはならない。

管内の移動に公用車を使用した場合も、「応召に係る公用車等使用通知」に「都議会等との往復」とあるので、応召旅費は支給されるべきではない。

納税者代表として都の財政状況を厳しくチェックする責務を負っている都議会議員は、まず自ら厳しく身を律すべきである。

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添えて必要な措置を請求する。

（以上、原文のまま掲載）

#### 事実証明書

- 1 平成11年3月26日決定10議総第804号「費用弁償について」の写し
- 2 「応召に係る公用車等使用通知」の写し

- 3 「応招旅費内訳書」の写し
- 4 請求人作成の「公用車を利用しながら旅費を受け取った議員41名の一覧表」
- 5 「庁有車運転日誌」の写し
- 6 東京都議会財務主税委員会速記録（昭和45年7月10日分）
- 7 「住民監査請求（2001・2・15）の意見補充書」